

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009広第10号	
事故等名	モーターボート五月丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年9月28日(日)11時00分ごろ	
発生場所	愛媛県松山市南埼沖灯標から真方位154° 3,230m (北緯33° 55' 30.6"、東経132° 41' 26.0")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月23日広島・地方事故調査官が船長から損傷状況、発生場所等について口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	
	モーターボート 五月丸 3.08トン 281-14272 愛媛 個人所有	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 二級小型船舶操縦士 同乗者1人	
負傷者	なし	
損傷	船首船底に2.7mの塗膜剥離及び擦過傷	
事故等の経過	本船は、船首40cm、船尾80cmの喫水で、愛媛県興居島西方沖合において機関中立として漂流中、浅瀬が存在する海域であったものの、漂流して遊漁を続け、平成20年9月28日11時00分ごろ、浅瀬に乗り揚げた。 油の流出、負傷者はなかった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は漂流中、浅瀬の存在を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が漂流中、水路調査を十分に行わなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	